7 つくば開指第 283 号
令和７年(2025 年) 7 月 28 日

茨城県行政書士会
会長　古川　正美　様

つくば市長　五　十　嵐　立　青
（公印省略）

市街化調整区域に係る開発許可基準の一部改正について（通知）

このことについて、開発許可基準を別添のとおり制定（令和７年７月１日施行）しましたので通知します。

開発基準改正概要
・都市計画法第 34 条第 14 号（一部改正）

改正基準：提案基準８　線引日前から宅地である土地における開発行為の取扱いについて
改正概要：現行の提案基準８を廃止し、包括承認基準 12 として新規に制定するもの。※基準上の要件は変更しない。

改正基準：包括承認基準３　大規模な流通業務施設の取扱いについて
改正概要：１．一般貨物自動車運送事業の用に供する施設及び倉庫業の用に供する倉庫を同一敷地内において複合用途での立地を認めるもの
２．首都圏中央連絡自動車道へ接続するつくば西スマート IC 周辺を指定路線化するもの

問合せ先
都市計画部開発指導課企画係
電話　029-883-1111
（内）3212、3210